初めて実現したものである された総司令部案によって ったところ、日本政府に示

ことを忘れてはならないこ

にも地方自治の条項はなかなく、また現憲法の政府案

きないものがある。

炼

## 首長官選発言

林勝美60=

学院修士課程及び法科大学発言は、大学の法学部、大 道があった。この上坂氏の 選ぶ)官選を考えてもいい 氏から地方自治体の首長選 会の諮問会議で、上坂冬子 る者として、見過ごしにで 出方法について「(政府が 院で地方自治法を教えてい との主張がなされた旨の報 六月二十八日付本紙二面 自民党新憲法起草委員 方自治があることを上坂氏 選があればこそ、今日の地 たる住民自治に根差した公 第四に、戦後六十年にわ

発表しているが、上坂氏の 定とも受け取れ、厳しく批 見解は、道州の首長官選肯 である、との見解をすでに 府案は憲法に違反するもの を廃止して道州制とする政 ます進展する中、首長は官第二に、地方分権がます ではないだろうか。 の本質を理解していないの 選で、と主張する上坂氏は、 民主主義は投票箱から」 第三に、筆者は都道府県

発 行 所 熊本日日新聞社 〒860-8506 熊本市世安町172 日代表(096)361-3111 ②熊本日日新聞社 2005

(日曜日)